「令和３年度那覇とまーるクーポン事業」取扱要領
（宿泊施設向け）

１．事業概要

新型コロナウイルス感染拡大による影響が１年以上続くなか、観光需要の低迷に伴い、本市の観光関連事業者は影響を大きく受けている。裾野の広い観光産業は地域経済を支える重要な産業であり、市内の宿泊施設、土産品店及び体験型観光コンテンツで利用できるクーポンを発行することで域内の需要喚起を図り、地域経済の循環促進につなげることを目的とする。

２．事業実施期間

（１）宿泊料金割引適用期間

令和３年７月２１日（水）から令和３年９月２６日（日）のチェックイン分まで

※１　予約受付：令和３年７月１９日（月）の午前９時より受付開始

※２　利用制限：一人１泊分のみ。

※３　８月２日（月）までは那覇市民が優先して上記期間内の予約ができます。

※４　予約上限（２万泊分）に達し次第受付終了となります。

※５　８月３日（火）時点で上限に達していない場合（①～③を予定）

①那覇市民で未予約の方は一人１泊、最大２回までご利用できます。

②那覇市民ですでに１泊分予約済の方はもう１泊追加でご利用できます。

③沖縄県民へ対象者を拡大⇒市外の方は一人１泊分のみご利用できます。

※詳細は専用 Web サイト等でお知らせいたしますのでご確認ください。

（２）土産・観光体験（アクティビティ）クーポン利用期間

令和３年７月２１日（水）から令和３年９月３０日（木）まで

（注）：クーポンの利用状況、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては事業実施期間を変更する場合があります。

３．利用条件

当事業において宿泊料金割引・クーポンの交付を受けられるのは、次の（１）～（３）に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（１）利用時において那覇市内に住所がある方。

（２）宿泊施設利用にあたり、専用サイトへ利用者全員の必要事項を利用者自身で入力することができる方。

（３）チェックイン時、宿泊施設へ利用者全員分の身分証明書の写しを提出できる方。

※1　写しの持参がない場合、宿泊割引やクーポンの利用が出来ません。

※2　(2) の対応が難しい場合は、別途お問い合わせください。

【問合せ先：那覇市観光ホテル旅館事業協同組合（098-861-4166）平日９時～17 時】

４．各種クーポンが利用可能な商品・サービス等

「令和３年度那覇とまーるクーポン利用対象施設」として登録されている事業者が提供する商品・サービス等。

対象施設については、令和３年度那覇とまーるクーポン事業専用サイトにて確認できるほか、店頭掲載のステッカー・のぼりをご確認ください。

（パンフレットを作成し、那覇市役所、3 支所、那覇市観光協会、各宿泊施設等に設置予定）

５．各種クーポンの概要

（１）クーポンの発行数

クーポンの発行数は２万セットを上限とする。期間中に２万セットに達した場合は、即時に発行を停止する。

【セット内容】①観光体験（アクティビティ）クーポン：1,000 円×2 枚

②共通クーポン（土産品店と観光体験（アクティビティ）のどちらにでも使用できる）：1,000 円×2 枚

（２）宿泊割引

①概要　　宿泊施設利用時に宿泊料金から割り引くため、実券の発行はありません。

②割引額　　宿泊料金（税込）から 90%（5,000 円上限）。

【宿泊料金割引額参考例（単位：円）】

価格（税込）	割引額	利用者負担額
6,000	5,000	1,000
5,000	4,500	500
3,000	2,700	300

（３）クーポンの利用方法

①　概要　　ア．クーポンを利用店舗へ提出することで会計金額から割り引きます。

イ．クーポンを複数枚合わせての利用も可能です。

ウ．合計金額（税抜）がクーポン券面額以上の場合、利用可能です。

②割引額　　クーポン１枚につき 1,000 円。

※宿泊が前提のため、観光体験（アクティビティ）クーポン・共通クーポンのみの利用はできません

【クーポンイメージ】

＜注意＞各登録宿泊施設には事前にクーポンを配布しますが、有効となるクーポンは管理システムに入力した分になります。事業期間中に発行上限の２万セットに達した時点でシステムへの入力はできなくなりますので、その時点で予約が成立しているクーポン以外（管理システム未入力分）は宿泊利用者には配布せずに、**速やかに事務局に返還**してください。

６．那覇とまーるクーポンの利用方法

別紙「予約から精算までの流れ（宿泊施設確認用）」をご確認のうえ、各登録宿泊施設において適切に対応してください。

【参考】（別紙）住所確認に必要な書類に関するご案内

７．令和３年度那覇とまーるクーポン登録事業者の責務

那覇とまーるクーポン登録事業者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、従業員等に対する周知を徹底しなければならない。

①本取扱要領および各登録申請要領の内容並びに事務局の指示を遵守すること。

②登録事業者であることが明確に判別できるよう、のぼり・ステッカーを店頭または施設内等、利用者から見えやすい場所へ掲示すること。

③クーポンを含む各種証憑書類等については盗難・紛失・滅失等が生じないよう、各登　録事業者において責任を持って管理すること。また、宿泊施設へ提出された身分証明書の写しにおいては、当事業が終了後５年間、当該宿泊施設が保管すること。

④宿泊予約受付後、速やかに管理システムへ入力すること。

⑤登録事業者は有効な各種クーポンを提出した利用者に対し、受け取りの拒否、手数料等の上乗せ請求、現金支払いと異なる代金の請求など各種クーポン利用者の不利となる取扱いを行わないこと。

⑥下記の事項に該当する場合、事務局はクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとするため、適切な対応に努めること。

・精算請求に必要な各種証憑書類等に不備がある場合

・登録事業者が利用者の不正利用を知り得ながら利益を得た疑いがある場合

・登録事業者が各種クーポンの取り扱いにおいて、不適切な対応を行った疑いがある場合

・その他、各種クーポンの取り扱いにおいて疑義がある場合

⑦事務局による調査協力並びに本事業に関連する依頼について、登録事業者は協力に応じること。

⑧事務局による調査に速やかに対応できるよう、各種証憑書類等については整理しておくこと。

⑨シーサーステッカー（沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー）を掲示するほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めること。

⑩行政からの要請（各種法令等に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。

８．登録事業者の申請等について

（１）登録申請等について

登録事業者の登録方法等については、別途登録要領等にて定める。

（２）登録の取り消しについて

①事務局は必要に応じ登録事業者から報告を求め、立入調査を行うことができる。

②事務局は下記の事項に該当する場合、登録事業者としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、精算代金支払いの全部または一部を取り消すことができる。

・申請内容に虚偽等があった場合

・登録事業者が本取扱要領および各種要領等の規定に違反した場合

・その他登録事業者として適切でないと事務局が判断する場合

③登録取り消し後は直ちに店頭または施設内等に掲示しているのぼり・ステッカー等を取り外し、那覇とまーるクーポンに関する配布物一式を事務局へ返還すること。

④不正に利益を得た場合、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得ます。

９．換金請求について

下記の請求期限までに、必要書類を揃えて提出してください。

①宿泊事業者独自の請求書

②換金請求書　※1

③管理システムから出力した「利用者一覧」

※1 換金請求書は『おきなわ宿泊施設ガイド～美ら旅～」

（http://www.oah-net.or.jp/）　　よりダウンロードしてください。

※2 請求内容に疑義がある場合は、当該利用者の身分証明書コピーの提出を求めます。

＜割引した宿泊料金の請求先＞

那覇市観光ホテル旅館事業協同組合　那覇とまーる宿泊施設事務局

〒900-0035　那覇市通堂町 2-1（那覇埠頭客船待合所）

・請求期限　※必着

【7 月分（　7 月 31 日チェックイン分まで）令和 3 年 8 月 16 日（月）まで

【8 月分（　8 月 31 日チェックイン分まで）令和 3 年 9 月 15 日（水）まで

【9 月分（　9 月 26 日チェックイン分まで）令和 3 年 10 月 12 日（火）まで

※振込の目安：７月分⇒９月末　８月分⇒１０月末　９月分⇒１１月末

１０．留意事項

① 利用者の自己都合によりキャンセル料が発生する場合、キャンセル料は自己負担となり、宿泊割引の適用はできません。（利用者向けの利用要領に明記）

② 本業務は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認する為、執行後５年間、本事業に関する証憑書類を保管する必要があ

ります。（必要に応じて保管状況等を確認する場合があるため、その際は求めに応じ、積極的に協力すること。）

③ 宿泊事業で登録した場合、その他「土産品」「観光体験等」の事業での登録はできません。（1 事業者 1 登録）

お問合せ先
〒900-0035　那覇市通堂町 2-1（那覇埠頭客船待合所）
那覇市観光ホテル旅館事業協同組合
TEL：①090-2227-4167　②090-2227-4168
MAIL：nahatomaru_shukuhaku@yahoo.co.jp
問合せ時間：平日 9 時半～17 時半

事業実施主体：那覇市経済観光部観光課